建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)
第1条　乙又は丙は、本契約に関する許可等の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
(1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し　(2) 許可車両番号一覧表、自動車検査証の写し
(3) 排出場所から処分先までの運搬経路図
2.　乙は、廃棄物の運搬経路において、大気汚染防止のための車種規制等を定める法令等の適用がある場合には、当該車種規制等の基準に適合する貨物自動車であることを証する書類を甲に提出し、その収集運搬車両を使用する確認を受けなければならない。

(情報の提供)
第2条　甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。なお、本契約時に想定された廃棄物の性状等必要な情報に変更が生じた場合は、文書等により乙及び丙に通知する。
2.　丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。
3.　乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)
第3条　乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。

(委託業務の管理)
第4条　甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2.　甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する。)
3.　乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了した時は、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。但し、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)
第5条　甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
2.　丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
3.　甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)
第6条　甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2.　甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
3.　甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)
第7条　乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)
第8条　乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。
2.　甲は、第11条第2項の規定により本契約を解除した場合において、乙及び丙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。

(機密保持)
第9条　甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(車種規制適合車等の使用)
第10条　乙は、本契約に基づく廃棄物の収集運搬にあたり、その発地、着地、又は運搬経路において、大気汚染防止のための車種規制等を定める法令等規制がある場合は、その規定に適合する貨物自動車等を使用しなければならない。

(反社会勢力でないこと等に関する表明・確約)
第11条　乙又は丙は、本契約を締結するにあたり、次の各号について、表明・確約したものとする。
①現在又は将来にわたり、次のⅰ～ⅵの反社会勢力のいずれにも該当しないこと。
ⅰ暴力団　ⅱ暴力団員　ⅲ暴力団準構成員　ⅳ暴力団関係企業　ⅴ総会屋等社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等
ⅵその他前各号に準ずるもの
②現在又は将来にわたって、前項の反社会勢力又は反社会勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会勢力等」という)と次のⅰ～ⅳのいずれかに該当する関係も有しないこと。
ⅰ反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係　ⅱ反社会勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
ⅲ反社会的勢力等に対して賃金等を提供し又は便宜を供与する等の関係　ⅳその他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
③自ら又は第三者を利用して次のⅰ～ⅴのいずれの行為も行なわないこと。
ⅰ暴力的な要求行為　ⅱ法的な責任を超えた不当な要求行為　ⅲ取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
ⅳ風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為　ⅴその他前各号に準ずる行為
2.　乙又は丙が、前項の表明、確約のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び前項の表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合、甲は催告無しで本契約を解除することができるものとし、乙又は丙は甲に対し、一切異議申し立てず、また損害の賠償ないし補償を求めないとともに、甲に損害が生じた場合は、一切を乙又は丙の責任で賠償するものとする。

(契約の解除)
第12条　甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2.　前条及び前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、既に、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、本契約の解除後であっても、乙は、当該廃棄物を適正に処理しなければならない。
3.　前条及び前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、既に、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、本契約の解除後であっても、丙は、当該廃棄物を適正に処理しなければならない。

(協議)
第13条　本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。
本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。
(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保管する)

＜収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)＞

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。　(平成12年7月現在)

1号文書(収集運搬用)						2号文書(処分用)					
1万円 未満	非課税	100万円 以下	1,000円	5,000万円 以下	20,000円	1万円 未満	非課税	300万円 以下	1,000円	5,000万円 以下	20,000円
10万円 以下	200円	500万円 以下	2,000円	1億円 以下	60,000円	100万円 以下	200円	500万円 以下	2,000円	1億円 以下	60,000円
50万円 以下	400円	1,000万円 以下	10,000円	5億円 以下	100,000円	200万円 以下	400円	1,000万円 以下	10,000円	5億円 以下	100,000円

収入印紙

年　月　日

建設廃棄物処理委託契約書

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二社契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

契約区分(　収集運搬用　・　処分用　・　収集運搬及び処分用　)　　◎それぞれ実線で結ぶ。

収集運搬用　処分用　収集運搬処分用

事業者(甲)
住所
名称
代表者　(以下甲という)　印　印　印

収集運搬会社(乙)
住所
名称
代表者　(以下乙という)　印　印
許可番号(発生場所)＿＿＿＿＿＿(処分場所)＿＿＿＿＿＿
(　都道府県・政令市　)(　都道府県・政令市　)
許可品目(産業廃棄物)　がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(　)
(石綿含有廃棄物)(　がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず　廃プラスチック類、その他(　))
(水銀使用製品産業廃棄物)(　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他(　))
(特別管理産業廃棄物)　廃石綿等、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、燃殻
許可車両(　)台　その他(　)

処分会社(丙)
住所　兵庫県川西市山下町20-20
名称　株式会社 ニッソク
代表者　代表取締役　福永 弘子　(以下丙という)　印　印
許可番号　第06920063703号　(　都道府県・政令市　神戸市　)
許可区分　中間処理　最終処分
許可品目(産業廃棄物)　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボードに限る。)
紙くず(石膏ボードに付着しているものに限る。)

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)
第1条　甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2.　乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3.　丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4.　甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)
第2条　乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2.　収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
1)　甲は、建設系廃棄物マニフェスト[紙(B2票)並びに電子]により、丙への運搬終了を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
2)　甲は、建設系廃棄物マニフェスト[紙(E票)並びに電子]により、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3.　収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名称
2. 排出場所
3. 委託期間　　年　月　日　から　　年　月　日まで
4. 積替・保管施設経由の有無　（ 無 ・ 有 ）

a) 施設の内容

会社名		施設所在地	
許可品目	(産業廃棄物)　がれき類 、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 、 金属くず 、 廃プラスチック類 、 木くず 、 紙くず 、 繊維くず 、 汚泥 、 その他（　　） 石綿含有廃棄物 、（ がれき類 、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 、 廃プラスチック類 、 その他（　　） 水銀使用製品産業廃棄物 （ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 、 金属くず 、 その他 （　　）)		
保管上限	m 、m3 （どちらかを○で囲む）	許可番号	

b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類

c) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む)

（ 排出場所　積替・保管施設 ） から （ 積替・保管施設　処分施設 ）

d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否　（ 許 ・ 否 ）

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否　（ 許 ・ 否 ）

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)	(c)	処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら				(　　)		
アスファルト・コンクリートがら				(　　)		
その他がれき類 (　レンガ　)				(　　)		
ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず				(　　)		
廃プラスチック類				(　　)		
金 属 く ず						
紙 く ず	円／台	円／㎥ 円／kg	㎥ kg	圧縮梱包	5.4 t/日	(株)ニッソク 神戸工場 兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町4-23
木 く ず				(　　)		
繊 維 く ず				(　　)		
廃石膏ボード	円／台	円／㎥ 円／kg	㎥ kg	破砕・乾燥	破砕18 乾燥48 t/日	(株)ニッソク 神戸工場 兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町4-23
建設汚泥				(　　)		
ばいじん (　　)				(　　)		
水銀使用製品産業廃棄物 (　　)				(　　)		
その他 (　　)				(　　)		
混合廃棄物 安定型品目のみ						
混合廃棄物 管理型品目含む						
石綿含有産業廃棄物 がれき類				(　　)		
石綿含有産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず				(　　)		
石綿含有産業廃棄物 廃プラスチック類				(　　)		
石綿含有産業廃棄物 その他 (　　)				(　　)		
特管物 廃石綿等				(　　)		
特管物				(　　)		
合計予定数量			必要な情報(性状及び荷姿等)			
合計予定金額	収集運搬(a)×(c) 円	処分(b)×(c) 円	性状：固形状　（　　） 荷姿：バラ			
事前協議の要否	否					

注釈：1. 処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。
2. 収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合に、“必要な情報”欄に車種を記載する。
3. 単価と予定数量の単位は合致させること。

〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)〕

Ⅰ. 丙での再生品目

処分先No.(許可番号等)	再生施設名称		再生施設所在地		処分方法	処理能力
第06920063703号	丙の施設		「委託業務の内容」記載の通り			
再生品目	石膏粉(半水石膏)	石膏粉(半水石膏)	石膏粉(半水石膏)	石膏粉(二水石膏)		
売却先等	㈱三友環境総合研究所	住商セメント(株)	各得意先	新東洋膏板㈱		
再生品目						
売却先等						

Ⅱ. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No.(許可番号)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処分能力	備考(利用方法等)

Ⅲ. 丙からの最終処分(委託)先　　安:安定型埋立処分場、管:管理型埋立処分場、遮:遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No.(許可番号)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
				安・管・遮	m^3	
				安・管・遮	m^3	
				安・管・遮	m^3	
				安・管・遮	m^3	
				安・管・遮	m^3	
				安・管・遮	m^3	
				安・管・遮	m^3	
				安・管・遮	m^3	
				安・管・遮	m^3	
				安・管・遮	m^3	

Ⅳ. 丙から再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No.(許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							